

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告対象者・期間・場所など

〔所得税の確定申告が必要な方〕 次のいずれかに該当する方 ▶ 事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得がある ▶ 給与の収入金額が200万円を超える ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得がある ▶ 2か所以上から給与の支払いを受けている ▶ 公的年金等の収入金額の合計が400万円を超えており、申告納税額がある など

[贈与税の申告が必要な方] 次のいずれかに該当する方▶個人から不動産や現金などをもらったり、経済的利益を得たりしており、贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える▶父母等からの住宅取得等資金の特例または相続時精算課税の特例を受ける(各特例は期限までに申告書等を提出しないと適用不可) など

【**個人事業者の消費税の確定申告が必要な方**】次のいずれかに該当する方▶基準期間（令和4年分）の課税売上高が1000万円を超える ▶基準期間（令和4年分）の課税売上高が1000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している ▶特定期間（5年1月1日～6月30日）の課税売上高が1000万円を超える（特定期間における1000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることも可）▶適格請求書発行事業者として登録した

■申告期間・納期限・振替日

税の種類	申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	2月17日(月)～3月17日(月)	3月17日(月)	4月23日(水)
贈与税	2月3日(月)～3月17日(月)		
個人事業者の消費税	3月31日(月)まで	3月31日(月)	4月30日(水)



■税理士による無料申告相談“申告書を作成できます”

小規模納税者(所得金額がおおむね300万円以下の方など)・年金受給者・給与所得者の所得税・消費税の無料申告相談の開催期間等

税理士による無料申告相談では、小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書(土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成できます。ご利用には、オンライン申請による事前申込みが便利です。一部、当日入場整理券等の配布を行います。なくなり次第終了となりますので、ぜひ、事前申込みをご利用ください。

開催期間	会場	オンライン申請	持ち物
1月30日(木)・31日(金) 【受け付け】午前9時半～11時半、午後1時～3時	すみだ共生社会推進センター (押上2-12-7-111)	本所税務署管内  *電話での申込みは不可	①スマートフォンまたはタブレット ②マイナンバーカード ③マイナンバーカード発行時にご自身で設定した次のパスワード ▶利用者証明用電子証明書(数字4桁) ▶署名用電子証明書(英数字6文字～16文字) ④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
2月4日(火)・5日(水) 【受け付け】午前9時半～11時半、午後1時～3時	みどりコミュニティセンター (緑3-7-3)		
2月3日(月)～14日(金) *土・日曜日、祝休日を除く 【受け付け】午前8時半～午後3時半 【相談】午前9時～	向島税務署 (東向島2-7-14)	向島税務署管内  *電話での申込みは不可	

- ※すみだ共生社会推進センターおよびみどりコミュニティセンターは、駐車・駐輪スペースが少ないため、車・自転車での来場はご遠慮ください。向島税務署は、車での来場はご遠慮ください。
- ※いずれの会場にも待合室はありません。事前に申し込んだ入場時間にご来場ください。
- ※税理士資格のない「にせ税理士」または「にせ税理士法人」が税務代理を行い、依頼者（納税者）に不測の損害を与えるおそれがあります。

■申告書作成会場の設置期間・場所

会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、国税庁公式LINEによる事前発行が便利です。なお、**当日会場でも配布しますが、事前発行に比べ、発行枚数が少ないため、ぜひ、国税庁公式LINEによる事前発行をご利用ください。**

設置期間	設置場所	時間	持ち物
2月17日(月)～3月17日(月) *土・日曜日、祝休日を除く	本所税務署(業平1-7-2)	【受け付け】 午前8時半～午後4時 【相談】 午前9時15分～	①スマートフォンまたはタブレット
	向島税務署(東向島2-7-14)		②マイナンバーカード
			③マイナンバーカード発行時にご自身で設定した次のパスワード ▶利用者証明用電子証明書(数字4桁) ▶署名用電子証明書(英数字6文字～16文字)
3月2日(日)	東京国税局(中央区築地5-3-1)		④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

- ⑤申告書等を郵送で提出する場合は、東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)へご提出ください。

●納付および還付金の受け取りについて

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。

[キャッシュレス納付]納付書不要

所得税や消費税等の国税の納付は、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない「キャッシュレス納付」が便利です。詳細は国税庁HPをご覧ください。

▶ダイレクト納付



▶振替納税(所得税および
個人事業者の消費税のみ)



▶インターネット
バンキング納付



▶ クレジットカード納付



▶スマートフォン決済アプリ納付



[キャッシュレス納付以外の納付方法]

▶コンビニ納付(二次元コード納付)

自宅等で作成した二次元コードをコンビニエンスストアのキオスク端末等で読み取ることで、出力された納付書を使用して納付を委託する方法です。詳細は国税庁HPをご覧ください。



▶コンビニ納付(バーコード納付)

税務署で作成するバーコード付納付書を使用してコンビニエンスストアで納付を委託する方法です。

▶ 窓口納付

金融機関や税務署の窓口で納付する方法です。なお、税務署での納税の受け付けは午前9時～午後4時です。

[還付金の受け取り]

指定の金融機関への振り込みまたは郵便局窓口での受け取り

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、**“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類および身元確認書類）の提示または写しの添付が必要です。**

